

履修規程（抜粋）

（成績の評価）

第10条 成績評価は、当該科目の担当教員が次の基準により行い、秀、優、良及び可を合格とする。

- (1) 「秀」 100点満点法による90点以上
- (2) 「優」 100点満点法による80点以上90点未満
- (3) 「良」 100点満点法による70点以上80点未満
- (4) 「可」 100点満点法による60点以上70点未満
- (5) 「不可」 100点満点法による60点未満

2 前項の成績評価に基づき、GPA (Grade Point Average) による学年毎の総合成績の評価も行う。なお、評価方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 1項の成績を秀はGP (Grade Point) 4点、優はGP 3点、良はGP 2点、可はGP 1点、不可及び放棄はGP 0点に置き換える。
 - (2) 学年 GPA は、それぞれのGP に単位数を掛けたものの合計 (GPT : Grade Point Total) を、当該学年において履修登録した科目の単位数の総数で割る。
 - (3) 総合 GPA は、それぞれのGP に単位数を掛けたものの合計 (GPT : Grade Point Total) を、履修登録した科目の単位数の総数で割る。
- 3 出席が講義・演習において3分の2、実習において5分の4に満たない場合は放棄となる。
- 4 各授業時間の2分の1を超える遅刻・早退は欠席とみなされる。それ以外の遅刻・早退については、3回で欠席1回とみなす。
- 5 課題などを提出していることが成績評価の条件となることもある。
- 6 再試験に合格した者の成績は60点とする。
- 7 追試験の成績評価は得点の90%とする。

（GPA の活用方法）

第11条 前条第2項のGPA については、次の通り活用する。

- (1) 学生表彰等に関する対象者選考
 - (2) 明倫短期大学給付奨学金の対象者選考
 - (3) 卒業判定
 - (4) 授業科目履修者に求められる成績水準の設定
 - (5) 教員間もしくは授業科目間の成績評価基準の平準化
 - (6) その他必要に応じて活用する。
- 2 GPA 値が次に該当する場合、以下の学修指導を行う。
- (1) 当学期のGPA 値が1.00 未満の学生は学修の特別指導を行う。
 - (2) 各学年末のGPA 値が0.5 未満の学生に対しては、学修の特別指導のほか、場合によっては退学勧告等の指導を行う場合がある。